## 仙台市公有財産価格審議会条例

(設置)

第1条 本市の公有財産の取得,処分又は管理に関し,適正な価格を審議するため,仙台市公有財産価格審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (所掌事項等)

- 第2条 審議会は、市長又は地方公営企業管理者の諮問に応じ、次に掲げるものに関する価格を調査審議し、その結果を答申する。
  - 一 不動産
  - 二 地上権, 地役権, 鉱業権その他これらに準ずる権利
  - 三 不動産の信託の受益権
- 2 前項の諮問は、市長又は地方公営企業管理者が同項各号に掲げるものの取得、管理又は 処分に係る事務を行おうとするとき(市長が別に定めるときを除く。)及びこれらの事務 を行った後において調査が必要と認めるときに行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員十二人以内をもって組織し、委員は、学識経験者のうちから市長 が委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会 に諮って定める。

附則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成6年5月規則第44号で、平成6年5月18日から施行)

附則 (平 10, 6・改正)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。